

令和8年4月17日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法等に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年代	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
経済部	課長代理	50代	男	減給10分の1 (6月)	地方公務員法第29条 第1項第1号及び第 3号	令和7年4月30日午後10時ごろ、市内飲食店において、従業員(50歳代・男性)に対して、背後から臀部をもむなどの行為を行った。当該行為について、令和8年4月16日に、岐阜県迷惑行為防止条例違反の罪により罰金刑の略式命令が確定したものの。

2 処分年月日

令和8年4月16日